

第55期 定時株主総会招集ご通知

【株主の皆様へ】

- ◆新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、株主の皆様 のご健康を最優先として本株主総会へのご来場は見合わ せをご検討いただき、書面により議決権を行使ください ますようお願い申し上げます。
- ◆本定時株主総会は、役員・スタッフのマスク着用、株主 様の検温および手指の消毒などの新型コロナウィルスの 感染予防措置を講じたうえで開催いたします。
- ◆会場の座席間隔を広げたことから、ご用意できる座席数が50席程度となります。会場へのご来場者数がこれを超えた時点で、入場をお断りさせていただきます。
- ◆株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますよう、お願い申しあげます。

開催日時

2022年12月21日(水曜日) 午前10時

開催場所

福島県郡山市虎丸町3番18号ホテルハマツ3階 右近の間

目 次

招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	27
監査報告	33
株主総会参老書類	4 1

株式会社アサカ理研

証券コード:5724

株主各位

福島県郡山市田村町金屋字マセロ47番地株式会社アサカ理研 代表取締役社長山田浩太

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別の御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様のご健康を最優先として本株主総会へのご来場は見合わせをご検討いただき、書面(郵送)により議決権を行使(期限:2022年12月20日(火曜日)午後5時30分まで)くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年12月21日(水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福島県郡山市虎丸町3番18号 ホテルハマツ3階 右近の間

(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)

- 3.目的事項報告事項
- 1 第55期 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
- 2 会計監査人及び監査等委員会の第55期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、 お願い申しあげます。
- ②本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の 規 定 に 基 づ き 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (ア ド レ ス https://www.asaka.co.jp/)に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎本招集ご通知の株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、 修正をすべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.asaka.co.jp/)に掲載させていただきますのでご了承ください。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及等に伴い行動制限が緩和され、個人消費や製造業をはじめとした企業収益に持ち直しの動きが見られました。一方で、オミクロン株の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとした地政学リスクの高まりに伴うエネルギー・資源価格の高騰、急激な円安進行など、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループにおいては、中国ロックダウンの影響による取引先の減産を受けて、貴金属の取扱い数量は前期をやや下回りました。主要製品のうち、貴金属の価格は米国金利の大幅な利上げ見通しを受け、ドル建て価格は軟調に推移いたしましたが、米国長期金利の上昇に伴う円安ドル高の影響で円建て価格が上昇したことにより前期を上回りました。銅の価格は電動車や再生可能エネルギー等の脱炭素関連需要の拡大や円安の影響を受け、前期を上回る水準となりました。

このような事業環境の中、当社グループは資源循環型社会の実現を見据えた取り組みをより 拡充し、新規事業の確立及び経営基盤の強化に努めました。既存事業では新型コロナウイルス 感染者数減少に伴い、対面での営業活動を再開し、取引先とのリレーション強化や独自技術を 武器とした新規開拓に注力することにより、電子部品・デバイス工業分野における取引拡大に 努めました。

新規事業では、リチウムイオン電池(以下、LiB: Lithium-ion Battery)再生事業の研究開発及び事業化に引き続き注力し、より効率的な製品化プロセスの確立を目指した実証実験を行っております。なお、事業スキーム構築を目的とした事業パートナーとの連携につきましては、現在も大きな枠組みの形成に向けて、複数企業とアライアンス締結に向けた交渉を継続しております。

当連結会計年度の連結業績は売上高8,592百万円(対前期6.5%増)、営業利益815百万円(同94.5%増)、経常利益776百万円(同74.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益622百万円(同64.9%増)となりました。LiB再生事業の研究開発規模の拡大に伴い、研究開発費等の経費は増加いたしましたが、主要製品価格が前期を上回ったことにより、増収増益となりました。

各セグメントの経営成績は、次のとおりです。なお、各セグメントの金額については、セグメント間取引を含んでおります。

(貴金属事業)

貴金属の取扱い数量は前期をやや下回りましたが、主要製品価格が前期を上回ったことにより、売上高は7,246百万円(対前期3.3%増)の増収となりました。セグメント利益は主要製品価格が前期を上回ったことや、事業戦略の見直し実施により利益率改善が図られたことで、590百万円(同127.9%増)の増益となりました。

(環境事業)

銅の販売価格が前期を上回ったことに加え、主力製品である銅ペレット及び無機薬品の販売数量が増加したことで、売上高は1,148百万円(同27.9%増)、一過性の全社費用の増加によりセグメント利益は139百万円(同6.5%減)の増収減益となりました。

(システム事業)

注力してきた販促活動の効果により、主力製品である品質管理システムの販売が増加したことで、売上高は179百万円(同26.5%増)、セグメント利益は33百万円(同155.2%増)の増収増益となりました。

(その他)

その他に含まれる運輸事業等は、連結グループ内の受注が減少したことに加え、経費が増加したことで、売上高は301百万円(同1.4%減)、セグメント利益は12百万円(同47.4%減)の減収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は667百万円で、セグメントごとの設備投資の概要は以下のとおりであります。なお、設備投資の総額には無形固定資産の金額を含めております。

貴金属事業においては、主に生産設備の更新及び生産能力の強化のために476百万円の設備投資を実施しました。環境事業においては、91百万円の設備投資を実施しました。システム事業においては、24百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しており、 当連結会計年度末における借入実行残高は308百万円(前期末比526百万円減)となりました。 また、長期借入金として、新社屋の建設等の設備資金、長期運転資金あわせて500百万円の調 達をしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的な成長に向けた事業構造転換に取り組んでおります。

当社の主要なお客様は、電子部品・デバイス工業分野に属しており、同分野の生産は、世界経済の変動によって大きくかつ急激に変動する傾向にあります。また、製品では金を中心とした貴金属及び銅の比率が高く、世界各国の財政政策の動向によって、短期間に価格が大きく変動する可能性があります。

このように、当社の事業は、電子部品・デバイス工業分野の生産と、貴金属及び銅相場の変動の影響を受けやすい状態にあり、持続的かつ安定的な成長を図るためには、これらの影響を受けにくい事業を創出し続けることによって、事業構造の転換を図り、影響度を相対的に引き下げていく必要があります。

以上のことから、当社グループとして重要課題と捉えているものには、次のものが挙げられます。

- ・新規事業の創出及び海外も含めた新市場の開拓の加速 事業ポートフォリオを改革し、持続的な成長を図る
- ・新規事業創出に貢献する研究開発体制の強化 人的リソースを集中し、開発期間の短縮と研究開発力の強化を図る
- ・革新しつづける会社を支える人材の活性化イノベーションを牽引する人材の採用・育成・評価・登用

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区		分	第52期 2019年9月期	第53期 2020年9月期	第54期 2021年9月期	第55期 (当連結会計年度) 2022年9月期
売	上	高	(千円)	9,737,671	7,412,926	8,070,898	8,592,871
経	常	利 益	(千円)	136,295	63,350	445,411	776,106
親会当	社株主に 期 純	帰属する 利 益		81,032	120,205	377,364	622,150
1 株	当たり当	期純利益	(円)	15.86	23.70	74.70	122.70
総	資	産	(千円)	6,262,579	6,911,099	7,124,975	7,885,620
純	資	産	(千円)	3,035,185	3,113,528	3,537,504	4,118,218
1 株	当たり約	屯資産額	(円)	592.83	616.13	695.15	803.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く。)により算出しております。
 - 2. 当社は、2021年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期 首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数 値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区				分	第52期 2019年9月期	第53期 2020年9月期	第54期 2021年9月期	第55期 (当事業年度) 2022年9月期
売		上	高 (千円)			8,858,837	8,064,535	8,588,232	
経	常		利	益	(千円)	142,349	78,066	436,344	757,744
当	期	純	利	益	(千円)	90,376	99,622	369,518	608,454
1 核	*当た	り当	期純	利益	(円)	17.69	19.64	73.14	120.00
総		資		産	(千円)	6,193,962	6,795,731	7,033,508	7,752,608
純		資		産	(千円)	3,062,888	3,118,861	3,503,266	4,077,681
1 杉	朱当た	こりき	純資產	全額	(円)	599.11	618.05	689.22	796.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く。)により算出しております。
 - 2. 当社は、2021年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主	要	な	事	業	内	容
アサカ	弘運株式	会 社		10,0	千円 000	100%			j	重輸	業		

(7) 主要な事業内容(2022年9月30日現在)

事	業 区	分	主	要	製	品
貴	金 属 事	業	金地金、銀地金、白金地金、 洗浄・再生、機能部品の再生		貴金属回収精	製処理、各種治具の
環	境事	業	塩化第二鉄液、使用済み廃液	を の回収、水処	理剤、銅粉、	銅ペレット
シ	ス テ ム 事	業	自動計測検査システム、計	削ネットワーク	システム	
そ	Ø	他	工業薬品の運搬、廃液の収集	美運搬		

(8) 主要な営業所及び工場(2022年9月30日現在)

① 当社

・本社及び本社工場 福島県郡山市田村町金屋字マセロ47番地

·富久山工場 福島県郡山市富久山町福原字大鏑22番地1

・いわき工場 福島県いわき市泉町黒須野字江越246番地23

・大阪営業所 大阪府吹田市豊津町34番地14号

・九州営業所 福岡県北九州市小倉北区紺屋町9-1 明治安田生命小倉ビル10階

・台湾支店 中華民国台北市信義區基隆路二段51號14樓

(注)九州営業所は、2021年10月8日付より上記住所に移転いたしました。

② 子会社

・アサカ弘運株式会社 本社 福島県郡山市田村町金屋字新家1番地2

(9) 従業員の状況(2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セ	グメン	トの	名 称	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減数
貴	金 属	事	業		70		(24) 名	△8 (△1) 名
環	境	事	業		15		(-) 名	1 (-) 名
シ	ステ	ム事	業		5		(-) 名	- (-) 名
報	告セグ	メン	ト計		90		(24) 名	△7 (△1) 名
そ	0)		他		12		(-) 名	- (-) 名
全	社 (共 通	<u>i</u>)		80		(9) 名	13 (1) 名
合			計		182		(33) 名	6 (-) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員(役員、当社グループからグループ外への出向者を除き、兼務役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
170 (33) 名		名	6 (-) 名			41.]	歳					2 . 5£		

(注)従業員数は就業人員(役員、当社から社外への出向者を除き、兼務役員、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を ()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先(2022年9月30日現在)

借	入	先	借	入	額
株 式 会	社 常 陽	銀行		8	95,000千円
シンジ	ケートロ	- ン		3	23,673千円
株式会社	日 本 政 策 投	資 銀 行		2	40,000千円
株式会	社 東 邦	銀行		1	00,000千円
日 本 生	命保険相	互 会 社			85,000千円
株式会社	土 三 菱 U F	J 銀 行			58,558千円
株式会	社 み ず ほ	銀行			50,000千円
合		計		1,7	52,231千円

⁽注) シンジケートローンは、株式会社常陽銀行を主幹事とするその他 4 行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数20,400,000株(2) 発行済株式の総数5,144,600株

(3) 株主数 4,184名

(4) 大株主(上位10名)

	株			主								名		所	有	株	式	数	持	株	比	率
有	限	会	社	モラ	ルル		コ	_	ポ	レー	・シ	3	ン		2,1	102,	060	株			41.42	2%
白				岩 政								_		2	209,	400	株			4.13	3%	
株		式	式 会 社 常				陽	ļ Ĵ	銀		行]	180,	000	株			3.55	5%		
株		式		会	7	生	東	į	邦	5	銀		行]	162,	200	株			3.20)%
日	-	本	生	命	ĵ	保	険		相	互	垒	<u> </u>	社]	145,	000	株			2.86	
東	京	中	小	企	業	投	資	育	成	株	式	会	社]	100,	000	株			1.97	7%
ア		サ	カ	珰	1	研	社		員	持	杉	*	会			55,	748	株			1.10)%
日	-	本	証	券	È	金	融		株	元	ź	<u>></u>	社			47,	800	株			0.94	1%
平				H	1				弘				美			31,	000	株			0.6	1%
山				且	I				慶				太			22,	876	株			0.45	5%

- (注) 1. 当社は、自己株式を69,750株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年12月18日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年12月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2022年1月21日付けで取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)5名に対し自己株式10,800株を交付しました。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156条第1項に基づき、自己株式を取得することを決議いたし ました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

回次		第5回新株予約権	
発行決議日		2020年12月18日	
新株予約権の	n数	200個	
新株予約権の	の目的となる	普通株式40,000株	(注) 4
株式の種類の	上数	(新株予約権1個につき200株)	(注) 4
新株予約権の	の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要し	しない
新株予約権の	の行使に際して	新株予約権1個当たり400,400円	(注) 4
出資される	財産の価額	(1株当たり2,002円)	(注) 4
 権利行使期	1 <u>1</u>	2022年12月19日から	
作作1177史共1 	=1,	2030年12月18日まで	
行使の条件		(注) 1 (注) 2 (注) 3	
役員の	取締役	新株予約権の数 80個	
¹ 2貝の 保有状況	(監査等委員である取締役	目的となる株式数 16,000株	
体有认优	及び社外取締役を除く)	保有者数 5名	

- (注) 1. 権利行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に 定めるところによる。
 - 4. 2021年2月1日付けで行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 慶 太	
代表取締役社長	油木田 祐 策	
取 締 役	佐久間 良 一	営業本部長兼製造本部長
取 締 役	山 田 浩 太	執行役員管理本部長 (株) A S A K A S O L A R 代表取締役
取 締 役	佐久間 幸 雄	最高技術責任者
取 締 役 (監査等委員長)	三崎秀央	兵庫県立大学国際商経学部教授
取 締 役 (監査等委員)	髙 野 俊 哉	(株)ストライク 特別顧問
取 締 役 (監査等委員)	遠藤健太郎	(株)若葉会計センター 代表取締役 税理士法人若葉 代表社員 公認会計士遠藤事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三崎秀央氏、取締役(監査等委員) 高野俊哉氏、取締役(監査等委員) 遠藤健太郎 氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 社外取締役である三崎秀央氏は、大学教授としての十分な知識と見識を有し、高野俊哉氏は、金融機関における豊富な実績と経験を有し、遠藤健太郎氏は公認会計士、税理士としての知識と豊富な経験を有しており、それぞれ取締役(監査等委員)として財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、社外取締役は全て業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断しております。
 - 3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を設置しておりません。
 - 4. 当社は、取締役(監査等委員)三崎秀央氏、取締役(監査等委員) 高野俊哉氏、取締役(監査等委員) 遠藤健太郎氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中の取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

氏	名	異	動	前	異	動	後	異	動	年	月	日
佐久間	曳 一	取締役	営業本部長		I	営業本部長 本部長			2022	年1月		

6. 当事業年度末日の翌日以降における代表取締役の異動は次のとおりであ

氏			名	異	動	前	異	動	後	異	動	年	月	目
油オ	ド田	祐	策	代表耶				2022	年10月]31⊟	1			
山	田	浩	太	取締役執行役	战 战員管理本部	長	代表取	締役社長		2	2022年10月31日		-	

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は監査等委員である社外取締役三崎秀央、高野俊哉、遠藤健太郎の3氏と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額の合計額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、執行役員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、2022年11月に当該保険契約を同様の内容で更新しております。

(4) 取締役の報酬等

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、ガバナンス委員会の設置に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の改訂を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

①基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることを念頭に置き、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての「役員報酬基準額」、業績連動報酬等である「業績評価額」及び非金銭報酬等である「株式報酬」により構成する。

②役員報酬基準額(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の固定報酬である「役員報酬基準額」は、年額の金銭報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等である「業績評価額」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、連結当期純利益、役員報酬比率、担当部門の業績貢献度、貴金属等相場の状況を勘案し、役員報酬基準額に加算・減算するものとする。

④非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬及び時価型ストックオプションとする。新株予約権の割り当てについては、会社業績、役位等に応じて取締役会の決議において決定するものとする。

なお、株式報酬のうち、時価型ストックオプションについては、役位、職責の他、個人の業績を加味して個人ごとの割当口数を決定するものであり、業績連動報酬等に位置付けられるものである。

⑤報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針 公員報酬其准額と業績評価額を加えた全銭報酬について

役員報酬基準額と業績評価額を加えた金銭報酬については、「定期同額給与」とする。株式 報酬の支給時期については、取締役会において決定する。

⑥固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対 する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の種類別の報酬割合については、一律ではなく役位、職責に応じて設定するものとし、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するため、適切な支給割合とすることを方針とする。当該方針の具体的内容は、監査等委員会において検討を行い、取締役会において決定する。

検討に当たっては、役員の業績向上へのコミットメントやインセンティブを高めるため、業 績連動型報酬等及び非金銭報酬等を役員報酬として重視していくこととする。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

管理本部長は取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容の原案をガバナンス委員会に諮問し答申を得るものとする。取締役会は、当該答申を踏まえ取締役の個人別の報酬等の内容について審議し決定する。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けることができるものとし、その権限の内容は、各取締役の役員報酬基準額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績評価額の決定とする。

代表取締役は、当該ガバナンス委員会の答申及び取締役会における審議内容を踏まえ、受任した権限を行使するものとする。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬	対象となる 役員の員数		
	(千円)	基本報酬 業績連動報酬等 非金銭報酬等		非金銭報酬等	(人)
取締役(監査等委員で	133,577	93,460	20,307	19,810	5
ある取締役を除く。) (うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	11,100	11,100	-	-	3
(うち社外取締役)	(11,100)	(11,100)	(-)	(-)	(3)
合 計	144,677	104,560	20,307	19,810	8
(うち社外取締役)	(11,100)	(11,100)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 社外取締役の支給人員及び支給額は上記() 内のとおりであります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額180,000千円以内(うち、社外取締役分20,000千円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。また、2020年12月18日開催の第53期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に譲渡制限付株式報酬を年額25,000千円以内で支給すること及び、時価型ストックオプションとしての新株予約権を年額50,000千円以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役(監査等委員である取

締役及び社外取締役を除く)の員数は5名です。

- 4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、直前期の連結当期純利益を指標に採用しており、当事業年度におけるその実績値は、377,295千円であります。当該指標を採用する理由は、中長期的な業績及び企業価値向上に貢献する意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、業績指標から配当見込み額を減じた額に対して、役位別の基準比率、担当部門の業績寄与度等を乗じたもので算定されております。
- 5. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬及び時価型ストックオプションとしての新株予約権の割り当てとなります。当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」及び「3. 当社役員が当事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。
- 6. 取締役会は、代表取締役山田慶太及び代表取締役油木田祐策に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にガバナンス委員会がその妥当性等について確認しております。
- 7. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第48期定時株主総会において年額 50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名(うち、 社外取締役2名)です。
- 8. 2010年12月24日開催の第43期定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。 ・取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)2名 206,360千円

5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)三崎秀央氏は、兵庫県立大学国際商経学部教授であります。また、当社 は同大学と特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員) 高野俊哉氏は、株式会社ストライクの特別顧問であります。また、当社 は、同社と特別な関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)遠藤健太郎氏は、株式会社若葉会計センターの代表取締役、税理士法人 若葉の代表社員、公認会計士遠藤事務所の代表であります。また、当社はいずれの法人等とも 特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役(監査等委員)	三崎秀央	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に経営に関する幅広い知識に基づき適宜意見を述べております。また、経営学者としての知見に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。
取 締 役(監査等委員)	髙野俊哉	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験及び他企業の役員としての実績に基づく専門的な見地から適宜意見を述べております。また、業務執行者としての豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	遠藤健太郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に財務及び会計に関する専門的な見地から適宜意見を述べております。また、公認会計士・税理士としての知見に基づき、独立した客観的な立場から、経営全般の監督に努めるとともに、有益な助言を行っております。

(注)会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の回数を除いています。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額		30,	500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額		30,	500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定 した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びそ の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

当社の、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は下記のとおりです。

[内部統制システム構築の基本方針の概要]

当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、企業経営の基本的使命である株主利益追求のため、「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」を社是に掲げ、法令、企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、それぞれの利害関係者に対し、責任を果たすことを目指しております。そのためにはより牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であるとし、当社は以下の事項を実施しております。

- ① 取締役会への監督機能を有効に働かせるため、過半数の社外取締役を含む監査等委員会を置く。(監査等委員会設置会社)
- ② 取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
- ③ 執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
- ④ 執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
- ⑤ 取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
- ⑥ 経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。
- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制
 - ① 当社グループは企業経営の基本使命を果たすために、社是実現のために「アサカ理研グループ行動憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
 - ② 各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
 - ③ 当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ④ 当社取締役会は代表取締役を議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
 - ⑤ コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動指針及び「アサカ理研グループ行動憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。

- ⑥ 当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。併せて、状況に応じて通報者を秘匿するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。
- ② 当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査等委員 会に報告する。
- ⑧ 当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料
 - b. 取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関 連資料
 - c. 取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類
 - d. その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書
 - ② 取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。
 - ③ 総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。
 - ④ 上記文書は10年以上保存する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置する。
 - ② 危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役会に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。
 - (想定される危機管理)
 - a. 地震、洪水、事故、火災等
 - b. 不適切な業務執行による生産及び販売活動

- c. 貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等
- ③ 危機管理委員会は目的別に次の委員会を設置する。
 - a. 労働委員会
 - b. 環境委員会
 - c. 品質委員会
 - d. 情報委員会
- ④ それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する。
- ⑤ 危機管理委員会は当社グループにおける危機管理に関する事項について協議検討し、当社取 締役会に付議し、その決議に従う。
- ⑥ 当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管 理対応要領を作成し、提出する。
- ⑦ 重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを 取りまとめ、当社取締役会に提出する。
- ⑧ 危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。
- ⑨ 当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は取締役会を原則月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。
 - ② 当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。
 - ③ 当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。
 - ④ 当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。
 - ⑤ 当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を 行う。
 - ⑥ 当社子会社の取締役会は、各規程及び取締役会決議等に基づき、各取締役の役割、資格、権 限等を明確にし、各取締役は取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において3ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。
 - ② 当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。
 - ③ 当社の監査等委員会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。
 - ④ 当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、 当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。
 - ⑤ 当社の監査等委員会、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、監査等委員会スタッフという。)を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項 監査等委員会が求めた場合、監査等委員会スタッフを置くことができる。 (監査等委員会スタッフ)
 - a. 監査等委員会スタッフに必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。
 - b. 監査等委員会スタッフの職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。
 - c. 監査等委員会スタッフは当社グループ各社の監査業務の事務局となる。
- (7) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会スタッフの人事考課は監査等委員会の同意が必要。
 - ② 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の同意が必要。
 - ③ 監査等委員会スタッフは当社子会社の監査役を兼務できるが、業務執行に係る役職は兼務できない。
 - ④ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会が有する調査権限を 行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフからの 要請を受けた場合、これに協力する。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。
 - ② 代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
 - ③ その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
 - ④ 監査等委員は取締役として取締役会への出席義務がある。
 - (5) その他監査等委員会は以下の権限を有する。
 - a. 監査等委員はあらゆる会議に出席できる。
 - b. あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
 - c. 監査等委員会スタッフに調査をさせることができる。
 - d. 内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
 - e. 代表取締役及び当社子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
 - f. 会計監査人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
 - g. 内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ⑥ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。
- (9) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又は その恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役(監査役が存在しない当社子会 社の場合は直接当社監査等委員会。以下同じ。)に対して報告するものとし、報告を受けた 各社の監査役は、これを当社監査等委員会に対して速やかに報告する。

(10) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

当社グループは、当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(12) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査等委員会、会計監査人と緊密に連携 し、調整する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会では、法令、企業理念を遵守し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するために、内部統制システムを構築し、その運用状況を確認のうえで、継続的な改善及び強化に努めております。当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会を15回開催し、取締役及び執行役員、使用人の業務執行状況の報告と、重要事項並びに経営戦略について審議を行っております。また、当社の子会社であるアサカ弘運株式会社及び株式会社ASAKA SOLARは、当社取締役会において、業務執行状況について報告いたしました。
- ② 監査等委員会を15回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の 出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款などの遵守について監査いたしました。
- ③ 当社は、危機管理規程に基づき、代表取締役を委員長とする危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会に設置する目的別委員会において実施する当社グループにおけるリスク評価をもとに危機管理対応要領を作成し、取締役会へ報告を行い、承認を受けております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定配当を継続的に行うとともに、企業体質の強化と内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本としております。

こうした考えのもと、当期の期末配当につきましては、2022年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

当社は取締役会の決議により、剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金16円 配当総額 81,197,600円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年12月22日

本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

資 産 (D 部	負 債 の	部
流 動 資 産	4,252,850	流 動 負 債	2,185,394
現金及び預金	1,974,006	買 掛 金	226,361
		短 期 借 入 金	912,602
受取手形及び売掛金	405,859	リース債務	2,620
電子記録債権	26,092	未 払 法 人 税 等	150,934
商品及び製品	845,488	借入金地金	525,468
		賞与引当金	130,495
上 仕 掛 品	483,014	その他	236,912
原材料及び貯蔵品	91,625	固定負債	1,582,006
その他	426 764	社 債	330,000
その他	426,764	長期借入金	839,628
固 定 資 産	3,632,769	リース債務	7,612
有 形 固 定 資 産	3,259,049	繰 延 税 金 負 債	69,985
		長期未払金	282,116
建物及び構築物	1,175,956	資産除去債務	50,851
機械装置及び運搬具	386,559	その他	1,812
土 地	1,362,987	負 債 合 計	3,767,401
		純 資 産	の 部
リース資産	9,302	株 主 資 本	4,034,923
建 設 仮 勘 定	276,943	資 本 金	504,295
その他	47,300	資本剰余金	366,442
		利益剰余金	3,197,827
無形固定資産	34,043	自己株式	△33,641
投資その他の資産	339,676	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	42,119 47,714
上 投資有価証券	90,776	ての他有価証券評価左領金 操 延 へ ッ ジ 損 益	47,714 △1,304
	·	裸 延 パ ツ ジ 損 益 退職給付に係る調整累計額	△1,304 △4,289
退職給付に係る資産	76,703	超職桁別に係る調盤系計額 新 株 予 約 権	△4,289 36,968
そ の 他	172,545	排	4,206
貸 倒 引 当 金	△350	純 資 産 合 計	4,118,218
	7,885,620	一門	7,885,620
	7,000,020	只 以 、 代 只 庄 口 引	7,000,020

連結損益計算書

自 2021年10月1日) 至 2022年9月30日)

売 上 高			8,592,871
売 上 原 価			5,934,216
売 上 総 利	益		2,658,654
販売費及び一般管理費			1,842,814
営 業 利	益		815,840
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	3,427	
受 取 配 当	金	4,497	
受 取 賃 貸	料	3,579	
その	他	5,327	16,831
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	15,314	
地 金 借 入	料	13,754	
借入地金評価	損	13,265	
為 替 差	損	9,687	
その	他	4,543	56,565
経 常 利	益		776,106
特 別 利 益			
貸 倒 引 当 金 戻 入	額	57,273	57,273
特 別 損 失			
災害による損	失	12,649	
固 定 資 産 除 却	損	17,798	
固 定 資 産 売 却	損	834	
投 資 有 価 証 券 売 却	損	66	31,349
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	」 益		802,030
法人税、住民税及び事業	き 税	169,158	
法 人 税 等 調 整	額	10,794	179,952
当 期 純 利	<u>—</u>	·	622,078
	△)		△72
親会社株主に帰属する当期純利	利益		622,150

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日) 至 2022年9月30日)

	,				
	株	主		資	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年10月1日残高	504,295	360,358	2,616,146	△41,353	3,439,447
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△40,470		△40,470
親会社株主に帰属する当期純利益			622,150		622,150
自己株式の処分		6,083		7,712	13,795
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	6,083	581,680	7,712	595,475
2022年9月30日残高	504,295	366,442	3,197,827	△33,641	4,034,923

	その	他の包括	舌 利 益 累	計額			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2021年10月1日残高	78,279	△4,122	3,034	77,190	16,586	4,279	3,537,504
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△40,470
親会社株主に帰属する当期純利益							622,150
自己株式の処分							13,795
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△30,564	2,817	△7,324	△35,070	20,381	△72	△14,761
連結会計年度中の変動額合計	△30,564	2,817	△7,324	△35,070	20,381	△72	580,714
2022年9月30日残高	47,714	△1,304	△4,289	42,119	36,968	4,206	4,118,218

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

	資		産		0	か 部	負 債 の 部
流	動)	ť	産		4,209,765	流 動 負 債 2,167,033
	現:	金 及	び	預	金	1,927,959	買 掛 金 240,731
	受	取	手		形	35,906	短期借入金 912,602
				<i>I</i> →			リース債務 2,620
	電	子 記		債	権	26,092	未 払 法 人 税 等 147,569 借 入 金 地 金 525,468
	売	挂	掛		金	369,214	借 入 金 地 金 525,468 賞 与 引 当 金 128,795
	商	品 及	び	製	品	845,488	その他 209,246
	仕	挂	F		品	483,014	固 定 負 債 1,507,893
		† 料 及	7ド 腔	:		89,539	<u> </u>
							長期借入金 839,628
		会社知	显期 賃	∢付		6,000	リース債務 7,612
	そ	O.)		他	426,550	繰延税金負債 71,628
固	定	2 資	ť	産		3,542,843	長期未払金 206,360 206,360 206,360
<u> </u>		固分			<u>-</u>	3,148,500	資産除去債務 50,851 その他 1,812
"				13			その他 1,812 負債合計 3,674,927
	建				物	1,039,591	真
	構	穿	色		物	136,365	株 主 資 本 3,994,303
	機	械 及	び	装	置	273,317	資 本 金 504,295
	車	両 追	重 拼	投	具	2,765	資 本 剰 余 金 366,442
	工具		! 及て			47,227	資本準備金 339,295
		、 命 5	き及し	が利用			その他資本剰余金 27,146
	土				地	1,362,987	利 益 剰 余 金 3,157,206
	IJ	ー フ	ス質	Ĭ	産	9,302	利益準備金 21,030
	建	設 仍	豆 甚	Э	定	276,943	その他利益剰余金 3,136,176 配当平均積立金 95,000
無		固切		-		32,616	配 当 平 均 積 立 金 95,000 固定資産圧縮積立金 297,855
巻			-	資 産		361,726	繰越利益剰余金 2,236,821
	投	資 有	価	証	券	90,776	自 己 株 式 △33,641
	関	係 会	社	株	式	18,983	評価・換算差額等 46,409
	前	払 年	金	費	用	79,790	その他有価証券評価差額金 47,714
	そ			,,			繰延へッジ損益 △1,304
		0			他	172,525	新株 予約 権 36,968
	貸	倒 引		<u> </u>	金	△350	純 資 産 合 計 4,077,681
資		産	合		計	7,752,608	負債・純資産合計 7,752,608

損益計算書

(自 2021年10月1日) 至 2022年9月30日)

		-
 売 上 高		
製品売上	高 8,427,576	
商 品 売 上	高 160,656	8,588,232
売 上 原 価		5,954,057
売 上 総 利	益	2,634,175
販売費及び一般管理費		1,838,362
営 業 利	益	795,813
営業外収益		
受 取 利	息 3,554	
受 取 配 当	金 4,497	
受 取 賃 貸	料 4,929	
その	他	18,126
営業外費用		
支 払 利	息 14,122	
社 債 利	息 1,192	
地 金 借 入	料 13,754	
借 入 地 金 評 価	損 13,265	
為 差	損 9,687	
その	他 4,173	56,195
経 常 利	益	757,744
特別 利益		
貸倒引当金戻入	額 57,273	57,273
特別損失		
災害による損	失 12,649	
固定資産除却	損 17,798	
投資有価証券売却	損 66	30,514
税引前当期純利	益	784,503
法人税、住民税及び事業		157.040
法 人 税 等 調 整	額 10,722	176,048
当 期 純 利	益	608,454

株主資本等変動計算書

自 2021年10月1日) 至 2022年9月30日)

		ŧ	朱	主	資	z	ķ	
		資	本 剰 余	金	利	益	余 余	金
	資 本 金		その他	資本剰余金		7	の他利益剰余	金
		資本準備金	資本剰余金	合計	利益準備金	配当平均積 立金	固定資産 圧縮積立金	別 途積 立 金
2021年10月1日残高	504,295	339,295	21,063	360,358	21,030	95,000	313,110	506,500
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当 期 純 利 益								
固定資産圧縮積立金の取崩							△15,255	
自己株式の処分			6,083	6,083				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)								
事業年度中の変動額合計	_	_	6,083	6,083	_	_	△15,255	_
2022年9月30日残高	504,295	339,295	27,146	366,442	21,030	95,000	297,855	506,500

	株	主	資	本	評価	・換算差	額等		
	利益剰余金								
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
	繰越利益								
2021年10月1日残高	1,653,581	2,589,222	△41,353	3,412,523	78,279	△4,122	74,156	16,586	3,503,266
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△40,470	△40,470		△40,470					△40,470
当 期 純 利 益	608,454	608,454		608,454					608,454
固定資産圧縮積立金の取崩	15,255	_		_					_
自己株式の処分			7,712	13,795					13,795
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)					△30,564	2,817	△27,746	20,381	△7,364
事業年度中の変動額合計	583,239	567,984	7,712	581,779	△30,564	2,817	△27,746	20,381	574,415
2022年9月30日残高	2,236,821	3,157,206	△33,641	3,994,303	47,714	△1,304	46,409	36,968	4,077,681

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社アサカ理研 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 髙 嶋 清 彦業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサカ理研の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサカ理研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社アサカ理研 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 髙 嶋 清 彦業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサカ理研の202 1年10月1日から2022年9月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算 書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第55期事業年度の取締役の 職務の執行について監査いたしました。審議の結果、監査等委員会の意見として本監査報告書を 作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議を基に整備されている内部統制システムを基に監査計画を策定し、監査等を実施しました。

業務執行取締役、内部監査部門を含む監査等委員会補助者、その他使用人等との意思疎通を図り、情報の収集、監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、本社および主要な事業所においての業務監査を行い、さらに監査等委員会補助者に指示して業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社の状況については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて往査し、子会 社の業務、財産の状況についての会計監査法人等の監査の方法、報告の内容の妥当性について 検討しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

株式会社アサカ理研 監査等委員会 監査等委員 三 崎 秀 央 印 監査等委員 髙 野 俊 哉 印 監査等委員 遠 藤 健 太 郎 印

(注) 監査等委員 三崎秀央、監査等委員 高野俊哉、監査等委員 遠藤健太郎は、会社法第2 条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	変	更	案
(株主総会参考	書類等のイン	ターネット	開示とみなし提			
<u>供)</u>						
第15条 当会社は	は、株主総会の	の招集に際し	、株主総会参考		(削 除)	
書類、事	業報告、計算	草書類及び連	結計算書類に記			
載または	表示をすべる	き事項に係る	情報を、法務省			
令に定め	るところに行	逆い、インタ	ーネットを利用			
<u>する方法</u>	で開示する	ことにより、	株主に対して提			
供したも	のとみなすこ	ことができる。	_			

現	行	定	款	3	 変	更	案
	(新	設)		<u>第15条</u> <u>2</u>	類等の内容であ とるものとする 当会社は電子提 で定めるものの	ある情報につい <u>。。</u> 是供措置をとる D全部または一 こ書面交付請え	祭し、株主総会参考書いて、電子提供措置を る事項のうち法務省令 一部について、議決権 求した株主に対して交
	(新 (新	設) 設)			2022年9月1 の日とする株 第15条 (株主 開示とみなし 本附則は、20 た日または前	日から6か月 主総会につい 総会参考書業 提供) はなお 222年9月1日 項の株主総会	月以内の日を株主総会 いては、変更前の定款 頂等のインターネット 効力を有する。 日から6か月を経過し ©日から3か月を経 日後にこれを削除す

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)		略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	*** だ	1985年3月 1988年10月 1989年9月 1991年7月 1992年4月 1993年4月 1994年11月 1998年7月 2013年12月 2015年12月	アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 当社取締役 アサカエムアール株式会社代表取締役 当社代表取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 アサカ弘運株式会社代表取締役社長 アサカエムアール株式会社 (2003年10月当社による吸収合併) 取締役 当社代表取締役社長 アサカ弘運株式会社代表取締役 当社代表取締役社長 アサカ弘運株式会社代表取締役 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長	22,876株

【取締役候補者とした理由】

山田慶太氏は、1980年に取締役に就任して以降、長年にわたって取締役会のメンバーとして当社の経営に参画しており、2019年12月からは代表取締役会長として持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では、取締役会議長として建設的な議論を促し、社外取締役をはじめ各取締役の理解を得た意思決定に寄与しております。企業経営に関する豊富な経験と専門的な知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	^{やま} だこうた 山田浩太 (1983年11月29日生)	2012年 4 月 当社入社 2014年 4 月 ASAKARIKEN (M) SDN.BHD.取締役 2016年11月 当社営業本部副本部長 2016年12月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2017年12月 当社取締役執行役員営業本部長 2019年11月 株式会社ASAKA SOLAR代表取締役(現任) 2020年10月 当社取締役執行役員管理本部長 2022年10月 当社代表取締役社長(現任)	5,356株

【取締役候補者とした理由】

山田浩太氏は、経営企画や海外子会社においてマネジメント業務に従事し、取締役営業本部長、取締役管理本部長を歴任し、企業経営ならびに人材マネジメントの豊富な経験と知見を有しており、取締役として持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	さくまりょう いち 佐久間 良 一 (1959年2月18日生)	1981年 4 月 アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 1993年 4 月 アサカエムアール株式会社取締役 (2003年10月当社による吸収合併) 2005年 4 月 当社システム事業部長 2009年10月 当社環境事業部営業部長 2013年12月 当社執行役員貴金属事業部製造部長 2015年 4 月 当社執行役員製造本部長 2015年12月 当社取締役執行役員管理本部長 2019年12月 当社取締役管理本部長 2020年10月 当社取締役営業本部長 2022年1月 当社取締役営業本部長兼製造本部長(現任)	6,856株

【取締役候補者とした理由】

佐久間良一氏は、入社以来、貴金属事業をはじめ環境事業、システム事業に携わり、製造本部長、取締役管理本部長、取締役営業本部長(現任)を歴任してまいりました。豊富な職務経験と業界への幅広い知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者 番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
4	佐久間 幸 雄 (1956年10月24日生)	1979年4月 コビシ電機株式会社 (現サクサプレシジョン株式会社)入社 1982年4月 日本国有鉄道 (現東日本旅客鉄道株式会社)入社 1989年11月 アサカ理研工業株式会社(現当社)入社 2004年5月 当社執行役員RMF事業部長 2008年12月 当社取締役 2010年7月 当社取締役執行役員技術・開発本部長 2016年12月 当社取締役技術・開発本部長 2017年12月 当社取締役最高技術責任者(現任)	5,056株

【取締役候補者とした理由】

佐久間幸雄氏は、2008年12月に取締役に就任して以降、取締役技術・開発本部長、取締役最高技術責任者を歴任し、当社の研究開発の中心的な役割を果たしております。技術分野を中心とした豊富な経験と専門的な知見を取締役として経営に活かすことにより、持続可能な企業経営への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたします。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
5 **	いち かわ がみ こ 市 川 文 子 (1956年2月5日生)	1978年4月 石川島産業機械株式会社 (現株式会社IHI物流産業システム) 入社 2006年4月 同社 経理部経理グループ部長 2007年7月 株式会社IHI機械システム (現株式会社IHI物流産業システム) 本宮事業所管理部総務・経理グループ部長 2009年2月 同社 財務部長 2009年10月 同社 管理部財務グループ専門部長 2011年4月 同社 財務部長 2011年6月 同社 執行役員 2015年4月 同社 取締役 2016年4月 株式会社IHI物流産業システム 取締役 2018年6月 ジャパンマリンユナイテッド株式会社 監査役	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

市川文子氏は、業務執行者および監査役としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知識を有しております。業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、戦略的な財務マネジメントやダイバーシティ・マネジメントの観点を中心に企業価値向上に資する助言を行っていただくことが期待できることから、社外取締役に適任と判断しております。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 市川文子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 市川文子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法427条第1項の規定による、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条1項各号に規定する金額の合計額といたします。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、2022年11月に当該保険契約を同様の内容で更新しております。
 - 6. 監査等委員会の取締役の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。 当委員会において、候補者の見識、経験、将来の経営の安定化等の要素から業務執行を行う取締役が 適任であるか審議いたしました。各候補者は当社の取締役として相当であるとの判断をいたしまし た。

以 上

メ	T	

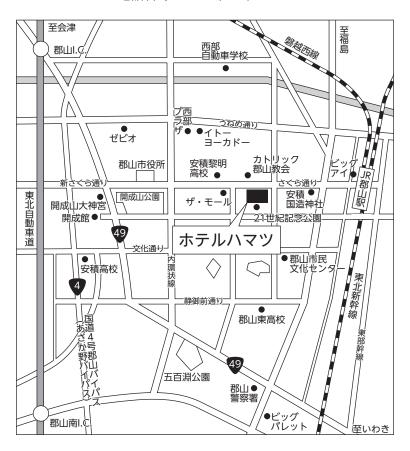
.....

メ	T	

.....

株主総会会場ご案内略図

福島県郡山市虎丸町3番18号 ホテルハマツ3階 右近の間 電話番号 024 (935) 1111



- ●JR…東北新幹線で郡山駅まで 東京駅から 約1時間20分 仙台駅から 約40分
- ●JR郡山駅から 徒歩 約20分 車 約5分
- ●自動車…東北自動車道(東京より約3時間30分) 郡山I.C.から 約15分 郡山南I.C.から 約20分
- ●福島空港より車で約50分

